

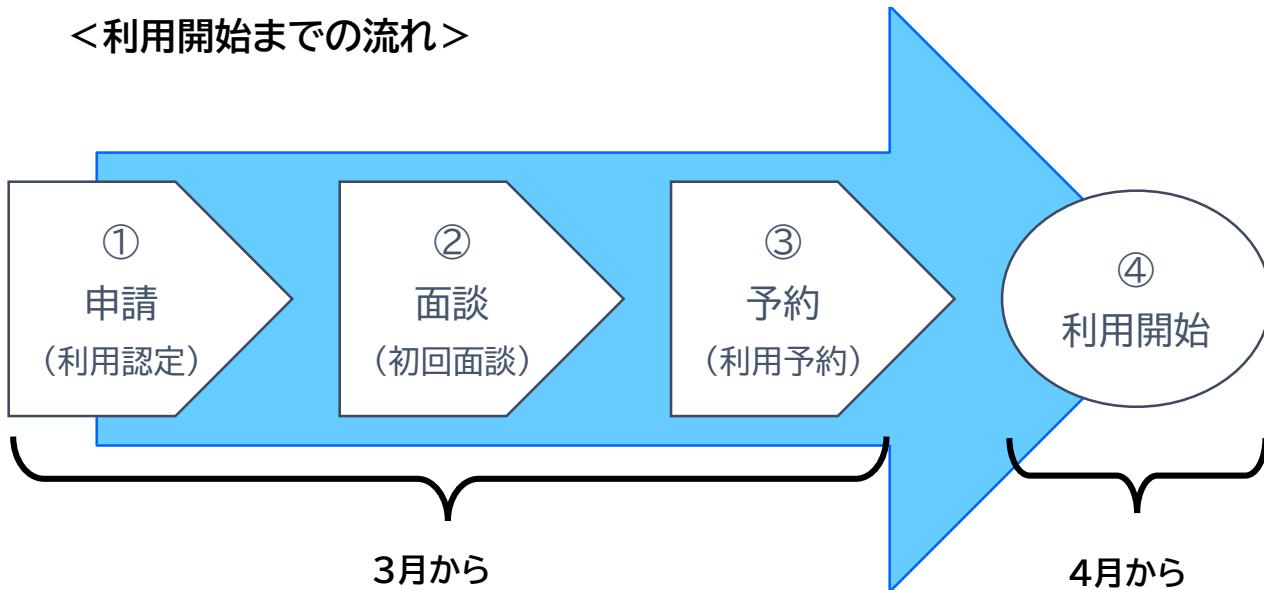
こども誰でも通園制度を開始します

令和8年4月からこども誰でも通園制度を開始します。

0歳6か月から満3歳までの「どこの園にも在籍していない」こどもを対象に、保護者の就労等に関わらず保育を受けられる新しい制度です。

1. 利用料金 1時間あたり300円
2. 利用時間 こども1人あたり月10時間まで
3. 対象施設 後閑あさひ保育園
4. 申請方法 オンライン(下図①と③が該当)
※市のホームページからもアクセスできます。
5. 申請開始 令和8年3月
6. 利用開始 令和8年4月

＜利用開始までの流れ＞



【問い合わせ】

保健福祉部こども課幼児教育保育係
TEL027-382-1111(内線1163)

安中市

こども誰でも通園制度

普段園に通っていないこどもでも保育施設の利用が可能となる、新しい制度が令和8年4月より開始されます。（※保護者の就労等の要件は問いません。）

<概要>

- ・対象児童 生後6か月から満3歳までの「どこの園にも在籍していない」こども
- ・利用料金（昼食・おやつ代別） 市内の施設：1時間あたり300円
市外の施設：各実施施設にお問い合わせください。
- ・利用時間 こども1人あたり月10時間が上限となります。（利用枠）
- ・キャンセルポリシー キャンセル料なし。
　　当日0：00以降のキャンセルは利用枠を消費します。

<対象施設>

後閑あさひ保育園

[安中市中後閑 724]

027-385-5541



<利用開始までの流れ>

① 利用申請

まずはこちらから→ <https://www.daretsu.cfa.go.jp/>



※市のホームページからもアクセスできます。

※オンラインでの申請が難しい場合はこども課へご相談ください。

② 事前面談

実施施設を検索して初回面談を予約します。

③ 利用予約

面談を実施した施設で予約が可能となります。

④ 利用開始

登降園時、2次元コードを使って利用開始・終了登録します。

<お問い合わせ先>

安中市役所 こども課 幼児教育保育係 TEL 027-382-1111（内線 1163）